

相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 5 5 号

相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例
相模原市立勤労者総合福祉センター条例(平成 1 5 年相模原市条例第 4 6 号)の一
部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表中

2 9 , 7 0 0 円
4 0 , 3 0 0 円
1 6 , 2 5 0 円
3 2 , 5 0 0 円
8 , 0 5 0 円
1 6 , 1 0 0 円
7 , 1 0 0 円
7 , 2 0 0 円
5 , 6 0 0 円
7 , 1 0 0 円
2 , 8 0 0 円
5 , 6 0 0 円
7 , 1 0 0 円
1 3 , 9 0 0 円

3 1 , 9 0 0 円

43,300円
18,300円
36,600円
8,750円
17,500円
7,800円
7,900円
5,800円
7,800円
3,050円
6,100円
7,800円
15,200円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1第1項第1号の規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。